

京都市告示第 462 号

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成16年3月31日

京都市長 樹本賴兼

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
通所介護	京都市成逸老人デイサービスセンター指定通所介護事業所	上京区堀川通寺之内上る2丁目 下天神町650番地の1	平成16年2月1日
福祉用具貸与	(医) 社団ティ医院 テイ 福祉用具サービスセンター	左京区浄土寺下南田町3の5	平成15年12月1日
居宅介護支援事業者	介護老人保健施設ケアコ ミュニティ淀	伏見区淀美豆町1133番地	平成15年11月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)